

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|                            |                         |  |
|----------------------------|-------------------------|--|
| 許認可等の内容                    |                         | 特別仮設興行場等の建築許可  |
| 根拠法令及び条項                   |                         | 建築基準法第85条第7項   |
| 所管部課係名                     |                         | まちづくり未来部建築審査課建築審査係   |
| 審<br>査                     | 関係条項                    |  |
|                            | 基準<br><br>(未設定の場合はその理由) | 未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）   |
| 基<br>準                     | 参考事項                    | <p>解釈文書等</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律の一部施行について」(平成30年9月21日国住指第2074号、国住街第187号)</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律の一部施行について」(平成30年9月21日国住指第2075号、国住街第188号)</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（技術的助言）」(令和4年5月20日国住指第126号)</p> |
|                            | 設定等年月日                  | 年 月 日設定（年 月 日最終変更）   |
| 標<br>準<br>処<br>理<br>期<br>間 | 標準処理期間<br>(未設定の場合はその理由) | 未設定（処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないため）   |
|                            | 設定等年月日                  | 年 月 日設定（年 月 日最終変更）   |